

- 1 住みよいまちを力を合わせつくりましょう
- 1 きれいな緑と水と空を守りましょう
- 1 働くよろこびと心のふれあいを大切にしましょう
- 1 すぐれた教育と文化を育てましょう
- 1 明るいくらしと福祉のまちをきずきましょう



不祥事再発防止のために

公金収納と管理適正化

本市の元上下水道部営業課職員が、在職中、水道料金を着服・横領したことにより、昨年8月24日、元職員に対し懲戒免職処分、同月28日には業務上横領による告訴を行い、警察機関と連携・協力しながら全容解明に向けて調査を行ってまいりました。その後の公判で、新たに水道料金の着服・横領事件が発覚し、余罪に対する追起訴が行われ、元職員も全面的に横領を認め、12月19日の判決公判では、懲役1年6か月、執行猶予3年が言い渡されました。なお、被害額につきましては、元職員が全額弁済することとなっております。

これらの着服・横領事件は重大な犯罪であるとともに、公務員としての職務倫理を踏みにじる、あってはならない行為であり、本市組織における管理監督責任や危機管理のあり方が問われる由々しき事態でもありました。また、不祥事の発生により、市政への市民の信頼を大きく損なう結果となりました。

ここに、市民の皆様様に改めてお詫び申し上げます。

不祥事を二度と起こさないため、また一日も早く市民の信頼を取り戻せるよう、9月7日に「向日市公金管理適正化委員会」を設置し、全職員が一丸となって、再発防止に向け、取り組んでまいりました。

このたび、「公金収納と管理適正化に係る改善方策」を策定しました。今後、市民の皆様様の信用と信頼の回復に最大限努めます。

向日市長 久嶋 務

(1) 危機管理の徹底

今回の不祥事が発生した要因は、公金を扱う公務員としての倫理意識やモラルの欠如にあります。チェックできなかった組織や危機感の欠如、内部統制環境が機能していなかったことが原因でもあります。

よって、不祥事の再発を防止するためには、法令遵守(コンプライアンス) および組織内の危機管理の徹底が図られた組織へと再構築していく必要があります。

あわせて、職員一人ひとりが法令遵守の徹底はもとより、危機管理への強い問題意識を持たねばなりません。

また、一度起きたリスクは再び発生する可能性が大きいことから、危機管理を絶えず見直し、改善を加えて、継続的に組織の体質改善を図ります。

(2) 職員の意識改革

今回の事件は、まず、職員の意識の中に公金を取り扱っているという意識や、公金は市民が職員を信頼して取扱いを委ねている金銭であるという認識が欠如していました。加えて、内部のチェックが十分に機能しておらず取扱担当者の意思により公金の横領・着服ができたことや、職場におけるコミュニケーションが不足していたことなどが要因です。

このため、全職場に再発防止策を周知するとともに、全職員を対象とした法令遵守研修をはじめとした各種研修などを実施し、服務規律の確立に努めます。

(3) 内部チェック機能の強化

不祥事防止のために、引き続き、所属長や担当者が集まり、様々な手法を用いて不正リスクの洗い出しを行います。また、現状の不備により予測される不正のシナリオを検討します。

さらに、どのようなリスクが、どのような確率で発生し、発生したときには、どのような影響をもたらすかなどを評価します。

(4) 人事異動の徹底

職員の意識改革や職場の活性化を図る観点から、現金を取り扱う職場や契約担当職員などについては、長期間にわたって同一職場に配置することがないような人事異動を行います。

(5) 公益通報(内部通報)制度の周知

行政上の違法、不当な行為などを防止するため、職員からの相談・通報を適正に処理する公益通報制度を昨年9月に創設しました。

匿名でも、違法行為の通報・相談ができるよう、全職員に対し、内部通報制度の趣旨・内容を周知徹底します。

※「公金収納と管理適正化に係る改善方策」から一部抜粋

「公金収納と管理適正化に係る改善方策」は、情報公開コーナー(市役所本館1階)、市内の主な公共施設に設置し、市ホームページでも公表しています。

お問い合わせ 政策協働課(内線275)

雨に負けないまちづくり

石田川2号幹線築造工事が進んでいます



工事で使用されるシールドマシン

近年、向日市では急激な都市化の進展により、大雨が降ると水路から雨水があふれ出し、浸水被害が発生しています。

石田川2号幹線築造工事は、石田川排水区(254ヘクタール)で頻発する浸水被害を解消するために、雨水管渠を築造するものです。

石田川2号幹線に取り込まれた雨水は、国道171号の地下に築造された京都府の「いろは呑龍トンネル雨水北幹線」に貯留されます。この工事は、道路の地下約9mに内径1.5m～2.6mのトンネルをシールド工法で築造するもので、平成21年3月の完成を予定しています。



石田川2号幹線
いろは呑龍トンネル
分水施設

工事の進捗状況などをホームページでお知らせ

この工事の概要、特色などのほか、組立が完了したトンネルの延長をホームページでお知らせしています。

向日市公共下水道 石田川2号幹線築造工事ホームページ

HP <http://www3.ocn.ne.jp/~muko-sld/index.html>



お問い合わせ 下水道課建設係(内線852)

公民館クラブ学習発表会

公民館で自主的に活動しているクラブ・サークルが、今年も盛大に学習の成果を発表します。

■展示発表の部■

上植野公民館	2月2日(土)、3日(日)	編物、水引細工、絵手紙、生花、パッチワーク	☎・FAX921 - 0012
鶏冠井公民館	2月2日(土)、3日(日)	生花、フラワーアレンジメント、煎茶(2日のみ)、ハーモニカ(3日のみ、午後1時~2時30分)	☎・FAX921 - 0063
物集女公民館	2月9日(土)、10日(日)	編物、書、ペン習字、生花	☎・FAX921 - 0048
寺戸公民館	2月16日(土)、17日(日)	油絵、俳画、ちぎり絵、書、俳句、編物 パッチワーク、手芸小物	☎・FAX933 - 0031
森本公民館	2月23日(土)、24日(日)	書、生花、フラワーアレンジメント(体操、ダンス、歌謡などクラブ発表あり) ※コーヒーコーナー	☎・FAX931 - 1183
中央公民館	3月1日(土)、2日(日)	油絵、水彩画、書、ペン習字、写真、生花 文芸、社会探歩記録	☎932 - 3166 FAX932 - 1552

※各会場とも土曜日は、午前10時~午後4時。日曜日は、午前10時~午後3時。お問い合わせは、各公民館へ。

■舞台発表の部■

- 日時/3月9日(日) 午前10時30分~午後3時10分
- 内容/合唱・合奏・舞踊、詩吟、体操、民謡
- 場所/市民会館ホール
- お問い合わせ/
中央公民館 ☎932 - 3166、FAX932 - 1552



▲昨年の舞台発表の様子

広報むこう有料広告を募集します

平成20年度上半期分を募集

市では、平成19年10月から広報紙面の充実と新たな自主財源の確保、また地域経済の活性化を図るため、「広報むこう」に有料広告を掲載しています。

今回は、平成20年度上半期分の有料広告を募集します。

横60mm

向日市役所

お問い合わせ・ご相談は、
お気軽に市役所各担当課へ。

〒617 - 8665
京都府向日市寺戸町中野 20 番地
☎ 075 - 931 - 1111
FAX 075 - 922 - 6587
HP <http://www.city.muko.kyoto.jp>

縦55mm

広告欄(1号広告)見本

■広告主を募集しています■

- 広告の規格・広告掲載料(1回あたり)

種別	寸法	広告掲載料
1号広告	縦55mm×横60mm	10,000円
2号広告	縦55mm×横124mm	20,000円
3号広告	縦55mm×横250mm	40,000円
4号広告	縦85mm×横250mm	60,000円

※2色刷り(青・黒)

●掲載位置・掲載枠数/1面と最終面を除くページの最下段。広報紙1号当たり8枠程度。掲載位置の指定はできません。

●広告掲載号/平成20年4月1日号~9月15日号

●申込み/所定の申込書に広告の原稿案を添えて、2月1日(金)までにお申込みください。内容を審査し掲載の可否をお知らせします。申込書、要綱などは秘書広報課にあるほか、市ホームページでもダウンロードできます。

※市の公共性、中立性、品位を損なうおそれのあるもの、法令などに違反するものなど掲載できない場合がありますので、「広報むこう有料広告掲載取り扱いに関する要綱」をお読みの上、お申込みください。

※掲載可能数を超えるお申込みがあった場合、掲載できないことがあります。

※詳しくは秘書広報課までお問い合わせください。

お問い合わせ 秘書広報課(内線240) FAX922 - 6587

基本健康診査 前立腺がん検診 子宮がん検診

お急ぎください
受診期間は2月29日まで

■基本健康診査

●対象/向日市在住で満40歳以上の方
※国民健康保険の人間ドックおよび事業所などで同様の健康診査を受けた方や受けられる方は受診できません。



※平成19年9月以降に市の基本健康診査を受けた方は受診できません。(2回目以降の受診は全額自己負担になります。)

※65歳以上の方には、「介護予防のための生活機能評価」も行います。

●場所/乙訓管内の委託医療機関

●自己負担金/1,000円(自己負担金免除制度あり。お問い合わせください)

●受診方法/委託医療機関で直接受診してください。受診票は、委託医療機関にあります。

■前立腺がん検診

●対象/向日市在住で満55歳以上の男性

※平成19年9月以降に市の前立腺がん検診を受けた方は受診できません。(2回目以降の受診は全額自己負担になります。)

●内容/血液検査(基本健康診査と同時に受けることができます。)

●場所/乙訓管内の委託医療機関

●自己負担金/200円(自己負担金免除制度あり。お問い合わせください)

■子宮がん検診

●対象/20歳以上で、和暦奇数年生まれの女性(例えば、昭和61年生、昭和59年生...大正15年生...)

●自己負担金/500円(自己負担金免除制度あり。お問い合わせください)

●場所/京都府内の指定産婦人科医療機関(一部受けられない医療機関があります。)

●受診方法/向日市・長岡京市の医療機関は直接受診できます。向日市・長岡京市以外の医療機関で受診される方と、自己負担金が無料の方(生活保護世帯、市民税非課税世帯)は、市が発行する受診票が必要です。

☎健康推進課保健予防係(内線339、357)

ゆめパレアむこう「水中健康体操」

膝や腰に負担をかけず、無理なく楽しく水中運動します。

- 日時/1月31日、2月7日、21日、3月6日、20日の木曜日全5回、時間はいずれも午前10時~11時15分
- 場所/ゆめパレアむこう(市民温水プール)
- 対象/60歳以上の男女20人
- 参加費/4,500円
- 申込み/1月15日(火)から参加費を添えて、直接ゆめパレアむこうへ。定員になり次第締め切り。
- ☎ゆめパレアむこう ☎934 - 7770

ノーレジ袋・マイバッグ運動デー



市では、レジ袋の削減により、ごみの排出抑制を図るため、毎月10日、20日、30日を「ノーレジ袋・マイバッグ運動デー」と定めています。

買い物に出掛けるときは、買い物袋を持っていき、レジ袋などを断るようにしましょう。

☎環境政策課環境対策係(内線232)

広 告

給与所得の皆様
源泉徴収票で控除対象額を
確認できます

住民税の住宅ローン控除

平成20年度以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「住民税の住宅借入金等特別税額控除申告書」により申告してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票(年末調整済)を添付して市町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告とともに税務署へ提出

確定申告をされない方(年末調整済の給与収入のみの方)の記載例

住民税の住宅借入金等特別税額控除申告書(抜粋)

住宅借入金等の年末残高合計額	新築又は購入	円
	増改築等	円

金融機関などから交付を受けた「住宅取得金に係る借入金の年末残高証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高を記載してください。

個人住民税(市町村民税・府民税)から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位:円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額	①	Aを転記
前年分の給与所得控除後の給与等の金額	②	Bを転記
前年分の所得控除の額の合計額	③	Cを転記
前年分の所得税の課税総所得金額	④ (②-③)	
④に対する所得税額相当額	⑤ 税額表で計算	
租税条約実施特例法における利子・配当	⑥	
⑤+⑥	⑦	
前年分の所得税額(税額控除前)	⑧	
①と⑦のいずれか少ないほうの金額	⑨	
市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額 (⑨-⑧)	⑩ (マイナスの場合は、0)	
市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑩×3/5)	⑪	
道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑩×2/5)	⑫	

②-③後、1,000円未満の端数を切り捨てします。(マイナスの場合は0円)

源泉徴収票

平成19年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	控除対象配当等の有無等	控除の額	扶養親族の数	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	源泉徴収税額
										A	
										B	
										C	
										D	
										E	

※居住開始年月日を確認してください。平成18年末までに入居された方が対象です。

※年末調整済の給与収入のみで、所得税の確定申告書を提出されない方は、源泉徴収票のDが0円でないと地方税法附則第5条の4に規定する個人の府民税及び市民税の住宅借入金等特別税額控除の対象となりません。

【税額表】

④の金額	⑤の金額
1,000円～3,299,000円	④×0.1
3,300,000円～8,999,000円	④×0.2-330,000円
9,000,000円～17,999,000円	④×0.3-1,230,000円
18,000,000円～	④×0.37-2,490,000円

お問い合わせ 税務課(内線222、223)

前納報奨金を廃止します

市府民税(普通徴収分)と固定資産税・都市計画税の納付について、前納(第1期納期限までに全額を一括納付)された場合に交付していた「前納報奨金」を平成20年度から廃止することとしました。

■口座振替で前納されている方へ■

現在、市府民税と固定資産税・都市計画税の納付に、口座振替の「前納」をご利用されている方には、平成20年度以降の納付方法について、これまで通りの「前納」か、「期別」に変更されるかを確認する意向調査の書類を送付しています。1月31日までに同封の封筒で返送してください。なお、文書が届いていない場合は、お知らせください。

☎税務課収納係(内線203、274)

文化財防火運動

1/23(水)～29日(火)

「文化財を火災から守ろう」

1月26日(土)は、第54回文化財防火デー

文化財消防訓練

1月23日(水) 午後2時～、北真経寺

乙訓消防組合向日消防署・向日市消防団
向日市教育委員会

今年4月から
始まります

後期高齢者医療の保険料率が決定

昨年12月に開催された京都府後期高齢者医療広域連合議会で後期高齢者医療の保険料率等を定める条例が可決され、右のとおり決定されました。

均等割額 45,250円
所得割率 8.32%

この均等割額および所得割率は、平成20年度と平成21年度の間、基本的に府内で同じ率(または額)が適用されます。

○保険料額の計算式

一人あたりの年間保険料額 = 均等割額 + 所得割額

均等割額 = 45,250円

所得割額 = (総所得金額等^{*1} - 基礎控除額 <330,000円>) × 8.32%

*1…収入から必要経費(公的年金控除等)を差し引いた額のこと

○所得の低い世帯の被保険者は保険料が軽減されます

所得の低い世帯に属する方は、以下の算出基準に該当する場合に均等割額が軽減されます。

軽減判定には被保険者が属する世帯の世帯主(後期高齢者医療の被保険者に限りません)と世帯に属するすべての後期高齢者医療被保険者の所得額の合計に基づき判定されます。なお、この軽減を受けるのに、申請は必要ありません。

軽減判定基準および軽減割合

総所得金額等 ^{*2} の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下	7割
33万円 + 24万5千円 × 当該世帯に属する被保険者数 (被保険者である世帯主を除く) 以下	5割
33万円 + 35万円 × 当該世帯に属する被保険者数 以下	2割

*2…軽減判定所得を算出する際には、65歳以上の方の公的年金等に係る所得についてのみ、その所得から特別控除15万円を差し引きます。

○被用者保険^{*3}の被扶養者であった被保険者の方は保険料が軽減されます

後期高齢者医療の被保険者になる日(誕生日)の前日まで被用者保険の被扶養者であった場合、被保険者になった月から2年間所得割額は課されず、均等割額の1/2の額が保険料額となります。

なお、平成20年度については、平成20年4月から9月保険料の徴収は凍結され、平成20年10月から半年間は均等割額の1割が保険料額として徴収されます。したがって、年間保険料額は次のとおりとなります。

平成20年度:2,262円 **平成21年度:22,625円**

*3…政府管掌健康保険、組管掌健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合の総称です。

○保険料の納付方法

原則的に年金からの天引き(特別徴収)となります。

ただし、以下のいずれかに該当する方は、納付書により市役所会計課、または、銀行などで納付(普通徴収)してください。

- ・年間の年金受給額が18万円未満の方
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年間年金受給額の1/2を超える方
- ・年度途中で年齢到達などにより、新たに被保険者になった方

保険料算定例

【例1】 単身世帯 75歳 年金収入額 153万円

- ◇所得割計算基礎額 1,530,000 - 1,200,000 = 330,000円
- ◇軽減判定 330,000 - 150,000 = 180,000円なので7割軽減対象となります。
- ◇保険料額 所得割額 (330,000 - 330,000) × 8.32% = 0円
均等割額 45,250 - (45,250 × 70%) = 13,575円
したがって、年間保険料額は13,575円です。



【例2】 夫婦2人世帯 夫(世帯主)80歳 年金収入額 190万円 妻75歳 年金収入額 100万円

- ◇所得割算定基礎額 夫 1,900,000 - 1,200,000 = 700,000円
妻 0円
- ◇軽減判定 700,000 - 150,000 = 550,000円なので5割軽減対象となります。
- ◇夫の保険料額 所得割額 (700,000 - 330,000) × 8.32% = 30,784円
均等割額 45,250 - (45,250 × 50%) = 22,625円
したがって、年間保険料額は30,784 + 22,625 = 53,409円です。
- ◇妻の保険料額 所得割額 0円
均等割額 45,250 - (45,250 × 50%) = 22,625円
したがって、年間保険料額は22,625円です。



【例3】 3人世帯 子(世帯主)45歳 給与所得額 400万円 父80歳 年金収入額 100万円 母75歳 年金収入額 60万円

- ◇所得割算定基礎額 父母とも所得額は0円です。
- ◇軽減判定 父母とも所得額は0円ですが、軽減判定の際には後期高齢者医療の被保険者でない世帯主の所得も判定対象とされるため、このケースでは軽減対象となりません。
- ◇父・母の保険料額 所得割額は算定されませんので、均等割額のみ負担することとなります。
したがって、それぞれ年間保険料額は45,250円となります。



お問い合わせ 健康推進課医療係(内線359、342)

介護保険の要介護認定を受けている方へ

所得税および市・府民税の障害者控除・医療費控除

□障害者控除

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けていなくても、介護保険の要介護(要支援)認定者で、市が身体障害者に準じる者等と認めた場合は障害者控除の対象となります。

この場合、市の「障害者控除対象者認定」を受けることが必要となりますので、申請してください。

●申請先/障害者高齢者支援課介護保険係(内線371)

□介護サービスの費用の医療費控除

介護サービスの自己負担額は、下記のサービスについて領収書などを添付して確定申告などをすると医療費控除の対象となります。

●在宅で利用するサービスで医療費控除の対象となるもの

(1)医療系サービスの自己負担額(特別サービスを除く)

- ①訪問看護・介護予防訪問看護
 - ②訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
 - ③居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
 - ④通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
 - ⑤短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- (2) ①～⑤のサービスとあわせて利用する場合のみ、1割負担額
- ⑥訪問介護(生活援助中心型を除く)・介護予防訪問介護・夜間対応型訪問介護
 - ⑦訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
 - ⑧通所介護・介護予防通所介護・認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
 - ⑨小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ⑩短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

お問い合わせ

障害者高齢者支援課介護保険係(内線371)

●施設サービス

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 自己負担額(介護費用の1割負担・食費・居住費)の2分の1

(2) 介護老人保健施設・介護療養型医療施設 自己負担額(介護費用の1割負担・食費・居住費)
※いずれも特別な居住費・食費を除く

街づくり懇談会

■第4回 鶏冠井区■

- どなたでも傍聴することができます。
- 日時/1月23日(水) 午後7時～8時30分
- 場所/鶏冠井公民館
- 対象/鶏冠井区の役員の皆様
- 内容/鶏冠井地区の街づくり
- ☎政策協働課(内線275)

くらしの情報



市の催し・サービス情報

教室・文化・芸能などの催し、福祉・教育などのサービスなど、市からのお知らせを中心に掲載しています。

- 向日市役所への電話でのお問い合わせは、☎931-1111(代表番号)にお掛けください。担当課におつなぎします。
- 向日市役所への(ファックスはFAX922-6587、郵便物は〒617-8665 向日市役所)、電子メールはinfo@city.muko.kyoto.jp)にお送りください。※ファックス、郵便物、電子メールには、市役所のこの課(担当課名)へのものかをお書きください。
- 参加費などの記載がないものは無料で参加していただけます。
- ☎=お問い合わせ、HP=ホームページアドレス

催し情報

家庭教育支援講座「乳幼児期における学力の土台づくり」

- 日時/2月6日(水) 午前10時~11時30分
- 場所/中央公民館
- 対象/乳幼児を持つ保護者30人
- 講師/服部敬子さん(京都府立大学准教授)
- 申込み/1月15日(火) から来館、電話、ファックスで中央公民館(☎932-3166、FAX932-1552)へ。ファックスの場合、①氏名②住所③電話番号を明記のこと。定員になり次第締め切り。

まなぼうや講座「パソコンを楽しもう」

- 日時/2月6日、13日、20日、27日の水曜日、計4回。時間はいずれも午前10時~正午
- 場所/中央公民館
- 内容/ワードの操作(案内状、書状の作成など)
- 定員/15人
- 講師/福島我羊子さん(琴の橋パソコンクラブ指導者)
- 参加費/1,500円
- 持ち物/ノートパソコン(機種WindowsXPを中心に)、筆記用具
- 申込み/1月31日(木) までに向日市生涯学習推進サークル「まなぼうや」事務局・教育委員会生涯学習課(内線834)へ。定員になり次第締め切り。

親子スターウォッチング

- 日時/2月16日(土) 午後7時~8時30分(雨天・曇天時は、プラネタリウム室での星空解説のみ)
- 場所/天文館
- 対象/中学生までの子どもと保護者15組
- 申込み/1月15日(火)~31日(木) (消印有効)に、往復ハガキで天文館親子スターウォッチング係へ。定員を超えた場合は抽選とします。

↓往信用(表) ↓返信用(裏) ... 何も書かないでください

□ 617-0005 向日市 南山八二町の 親子スターウォッチング係	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 代表者住所氏名 代表者電話番号 全参加者 氏名・年齢 (※5人まで) 代表者住所・氏名 をお書きください
↑返信用(表)	↑往信用(裏)

☎天文館☎935-3800、FAX935-4380

就学前児童交通安全教室「ぼくとわたしの交通安全」

- 日時/1月22日(火)
- 1部(幼稚園・一般) 午前10時30分~
- 2部(保育所・保育園・一般) 午後1時30分~
- 場所/市民会館ホール
- 対象/向日市内の幼稚園・保育所・保育園に在籍、または向日市在住の5歳児
- 主催/向日市、向日市交通対策協議会
- ☎環境政策課防災安全係(内線235)

乙訓農業大会

- 日時/1月18日(金) 午後1時30分~4時
- 場所/市民会館
- 内容/乙訓農林業功労者表彰式、講演「食文化は地域の宝物~乙訓地域の個性を活かした農と食を考えてみましょう~」坂本廣子さん(食育・料理研究家)
- 申込み/当日受付
- ☎乙訓都市農業振興協議会(京都乙訓農業改良普及センター) ☎315-2906・FAX315-2909

サービス情報

市役所嘱託職員(非常勤)募集

●職種・資格など/

担当課	職種	資格など
老人福祉センター	看護師	看護師
健康推進課	栄養士	管理栄養士
学校教育課	学校校務員	原付バイク
保険年金課	年金相談	年金業務経験者など

- 募集人員/いずれの職種も1人
- 勤務時間/週平均30時間
- 基本月額報酬/学校校務員110,300円、看護師・栄養士・年金相談130,300円
- 採用予定日/平成20年4月1日
- 試験日/2月8日(金)、職種別実施のため試験時間は後日通知
- 試験会場/市民会館
- 試験内容/教養試験・面接
- 申込み/1月15日(火)~1月31日(木) (土、日除く午前8時30分~正午、午後1時~5時) 市販の履歴書に写真を貼り、返信用定形封筒(80円切手貼付)を添えて人事課(内線518)へご提出ください(郵送不可)。

平成20年度向日市臨時職員登録者募集

- 職種/一般事務(パソコンによる入力作業、書類整理など)
- 登録・採用/登録申込みがあった場合、本市臨時職員登録者名簿(有効期間は平成20年4月1日~平成21年3月31日)に登録し、採用は職員に短期的な欠員が生じた場合に、名簿登録者の中から選考します。※登録いただいても、必ず採用があるとは限りません。
- 申込み/所定の申込書(写真貼付)に必要事項を記入し、2月1日(金)~29日(金) (土・日曜日・祝日を除く) 午前8時30分~正午、午後1時~5時に、人事課(内線518)へご提出ください(郵送不可)。※申込書は人事課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。※地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する方は応募できません。

介護者支援金

- 65歳以上で要介護度「3・4・5」の高齢者を在宅で介護されている方に年額3万円を支給します。
- 対象者/次の要件のいずれも満たす方
 - ①2月1日現在、高齢者、介護者とも市内に住所を有する方
 - ②介護保険の要介護状態区分が「要介護3・要介護4・要介護5」の65歳以上の高齢者を在宅で介護されている主たる介護者
 - ※ただし、次の場合は対象になりません。
 - 平成19年7月に申請し、支給を受けた方
 - 2月1日に要介護高齢者が特別養護老人ホームなどに入所されている場合
 - 2月1日に要介護高齢者が病院もしくは介護老人保健施設に引き続き3か月を超えて入院や入所されている場合
 - 2月1日以前の3か月間において、要介護高齢者が在宅介護を受けた期間が20日に満たない場合
 - 申請期間/2月1日(金)~15日(金) (土・日曜日・祝日は除く)
 - 必要なもの/振込口座がわかるもの(ゆうちょ銀行(郵便局)を除く)、介護保険の被保険者証
 - 支給時期/3月31日(月)
 - ☎障害者高齢者支援課サービス係(内線327、340)

住宅・土地統計調査の単位区設定を行います

総務省統計局では、平成20年10月1日に住宅・土地統計調査を行います。この調査の結果は、私たちのくらしと住まいについての計画や施策の基礎資料として幅広く利用されます。

この調査に先立ち、調査対象となる地域(単位区)を決めるため、都道府県知事が任命した指導員が「住宅」と「住宅以外で人が居住する建物」の数などの状況を確認するため、市内を1月下旬から2月中旬にかけて巡回します。ご協力をお願いします。

総務省統計局・京都府・向日市
☎情報統計課情報公関係(内線369)



市民の情報掲示板

市民の皆様から寄せられた「会員募集」「催し」などの情報を掲載しています。掲載については、秘書広報課(内線240)にお尋ねください。

ごみの減量化にむけて



⑩環境にやさしいグリーン購入

●「環境」「ごみ減量」を優先した商品選び

買い物をするとき、どんなことが気になりますか? 「価格」「性能」「安全性」など、重視する点は人それぞれです。今回は商品などを買うときに、まず購入の必要性をよく考えて、環境にやさしい商品やサービスを優先して選ぶ、グリーン購入について考えてみましょう。

■近くでとれた野菜や果物を選ぶ

農産物は、近くで作られたもの、旬のものを選ぶことにより、輸送エネルギーが少なくなります。また、地場産業の振興にもつながります。



■ごみの発生の少ない製品を選ぶ

○詰め替え商品

経済的なだけでなく、ごみ処理費用を減らすことにもつながります。洗剤や調味料、文房具にも詰め替え商品が多くあります。



○何度も使える(リユースできる)製品

洗って何度も使うリターナブルビン、ビールビンや一升ビン以外にも結構あります。

○何度も繰り返し使うことができる充電電池

筒型乾電池などを大幅に減らすことができます。
・他にも「はだか売り」や「バラ売り」の商品を選ぶなど、ごみの発生を少なくする方法があります。

■省エネ性能のすぐれた製品を選ぶ

身近な製品では、外灯に60Wの電球型蛍光灯を使用した場合、同等の明るさの白熱灯と比較すると、購入価格は高くなりますが、電気代は年間約3,500円も安くなり、長持ちします。



環境ラベル



▲エコマーク

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して、環境にやさしい商品につけられている環境のブランドマークです。



▲グリーンマーク

古紙利用製品を簡単に見分けられるよう(財)古紙再生促進センターが制定したマークです。

市では、ごみの減量やリサイクルの推進などに取り組むお店を「ごみ減量推進協力店」として認定しています。認定店では、包装紙の簡素化、再生品を使用したエコマーク商品の販売など環境に配慮した取り組みが行われています。

お問い合わせ 環境政策課 環境衛生係(内線226、227)



消費者トラブルにご用心

クリーニングに出したコートが変色していた

事例

クリーニングに出した真っ白なコートを着用しようとビニール袋から出したら、薄汚れたようなくすんだ色になっていた。ビニール袋に入れて戻ってきたままの状態で保管していた。クリーニング店に対応を求められるか。(30代女性)

アドバイス

ビニール袋に入れたままの状態では保管していると、袋の中のガスと反応し変色の原因になることもあります。クリーニングの事故は、原因の特定が困難な場合も多く、解決が難しいものです。

SマークとLDマークを掲示しているクリーニング店では、「クリーニング事故賠償基準」によって事故の対応を図っています。ただし客がクリーニングした品物を受け取ってから6か月、あるいは品物を預けてから1年間受け取りに行かずに経過すると、店側は賠償を免れるという規定がありますので注意しましょう。

大切な衣料は、日頃から手入れを怠らず、預ける際には自らもチェックを行い、受け取った後はすぐにビニール袋から出してチェックをしましょう。



▲Sマーク



▲LDマーク

■一人で悩まず消費生活相談へ■

専門の相談員による相談を行っています。個人で対処しようとせず、相談をご利用ください。
●相談日/毎週水曜日(午前10時~午後4時)、毎週月・金曜日(午後1時~4時)
●相談場所/相談室1(市役所1階)

■土・日曜日の消費生活電話相談■

緊急を要するクーリング・オフや架空請求などに対する助言を行っています。(京都府・京都市の共同事業)
土曜日・日曜日午前10時~午後4時
☎257-9002(電話相談のみ)

お問い合わせ 環境政策課 防災安全係(内線235、249)

新着図書



かたつむりと鯨

ジュリア・ドナルドソン 文
アクセル・シェフラー 絵
評論社

とてもちっこいカタツムリさん。とてもでっかいクジラさん。カタツムリさんは大海原を旅したい。ゆうゆう泳ぐクジラさんの尾にちゃっかりとカタツムリさん。はらはらどきどき海の冒険。

■一般図書

- 超長期予測 老いるアジア 小峰隆夫、日本経済研究センター編 日本経済新聞出版社
- 団塊世代の地域デビュー心得帳 細内信孝編著 ぎょうせい
- 「こころの強い子」はこう育てる 多湖輝著 新講社
- 形とくらしの雑草図鑑 見分ける身近な280種 岩瀬徹著 全国農村教育協会
- 賞味期限がわかる本 徳江千代子監修 宝島社
- 幻の国鉄車両 石井幸孝他著 JTBパブリッシング
- スカーフ、ストール&マフラーアレンジレッスン 主婦の友社編 主婦の友社
- ママも安心!赤ちゃんグッズのじょうずな選び方 オフィスクリオ著 メイツ出版
- 京都を包む紙 井上由季子 村松美賀子著 アノニマ・スタジオ
- マユツバ語大辞典 塩田丸男著 新潮社

■児童図書

- 社会の不思議 だれが決めたの? 橋爪大三郎著 朝日出版社
- 「和」の行事えほん2 秋と冬の巻 高野紀子作 あすなる書房
- はじめての子ども料理 ボンメルシイ!編著 ベネッセコーポレーション
- 本の妖精リブロン 末吉暁子作 あかね書房
- ゴールライン 秋木真作 岩崎書店
- チームふたり 吉野万里子作 学研
- きつねのフォスとうさぎのハース シルヴィア・ヴァンデン・ヘーデ作 岩波書店
- とんぼ島のいたずら子やぎ パーリント・アーグネシュ作 偕成社
- しにがみとおばあさん 鎌田暢子文・絵 大日本図書
- おえかきたいえのぐちゃん のぶみ作 PHP研究所
- ザ・ボーン 南部和也文 田島征三絵 アリス館
- チビクマちゃんのだいじなともだち クレア・フリードマン文 ドゥブラフカ・コラノヴィッチ絵 評論社

おはなしひろば



絵本によるおはなし、紙しばい、手遊びなどを、親子、お友だちと一緒に楽しみください。

- 日時/1月26日(土) 午前11時~
- 場所/図書館

※当日、自由にご参加いただけます。

臨時休館のお知らせ

図書館は1月28日(月)から2月4日(月)まで蔵書点検のため休館します。

お問い合わせ 図書館 ☎931-1181